

# 期日指定定期預金

平成24年7月25日現在

1. 商品名（愛称）	・ 期日指定定期預金														
2. 販売対象	・ 個人の方														
3. 期 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最長3年（据置期間1年）</li> <li>満期日は、この預金の全部又は一部について預入日の1年経過後から3年までの任意の日を指定できます。ただし、満期日の指定は1か月前までに通知が必要です。</li> <li>・ 預入時の申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続、元利金継続）の取り扱いができます。</li> </ul>														
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一括預入</li> <li>・ 100円以上300万円未満</li> <li>・ 1円単位</li> </ul>														
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。														
6. 利 息 (1) 適用金利  (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定金利</li> <li>・ 預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。</li> <li>・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。</li> <li>・ 満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・ 付入単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年毎の複利計算とします。</li> </ul>														
7. 税 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（マル優をご利用の場合は除きます。）</li> <li>・ 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</li> </ul>														
8. 手数料	—														
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乘せした利率）</li> <li>・ 遺族基礎年金を受給されている方や身体障害者手帳をお持ちの方などは、マル優のご利用が可能です。</li> </ul> <p>◎詳しくは、当金庫窓口にお問い合わせください。</p>														
10. 中途解約時の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた期限前解約利率（小数点第4位以下切捨）及び預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">預入期間</th> <th style="text-align: center;">期限前解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6か月未満</td> <td style="text-align: center;">解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6か月以上1年未満</td> <td style="text-align: center;">預入時の2年以上3年以下の約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年以上1年6か月未満</td> <td style="text-align: center;">預入時の2年以上3年以下の約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年6か月以上2年未満</td> <td style="text-align: center;">預入時の2年以上3年以下の約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2年以上2年6か月未満</td> <td style="text-align: center;">預入時の2年以上3年以下の約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2年6か月以上3年未満</td> <td style="text-align: center;">預入時の2年以上3年以下の約定利率×90%</td> </tr> </tbody> </table>	預入期間	期限前解約利率	6か月未満	解約日の普通預金利率	6か月以上1年未満	預入時の2年以上3年以下の約定利率×40%	1年以上1年6か月未満	預入時の2年以上3年以下の約定利率×50%	1年6か月以上2年未満	預入時の2年以上3年以下の約定利率×60%	2年以上2年6か月未満	預入時の2年以上3年以下の約定利率×70%	2年6か月以上3年未満	預入時の2年以上3年以下の約定利率×90%
預入期間	期限前解約利率														
6か月未満	解約日の普通預金利率														
6か月以上1年未満	預入時の2年以上3年以下の約定利率×40%														
1年以上1年6か月未満	預入時の2年以上3年以下の約定利率×50%														
1年6か月以上2年未満	預入時の2年以上3年以下の約定利率×60%														
2年以上2年6か月未満	預入時の2年以上3年以下の約定利率×70%														
2年6か月以上3年未満	預入時の2年以上3年以下の約定利率×90%														
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボード又は窓口へご照会ください。														

《裏面に続く》

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はお客様相談センター（9時～17時、電話：0120-972-141（通話料無料））へお申し出ください。</li> <li>・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）及び札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、上記お客様相談センター、全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）又は北海道地区しんきん相談所（電話：011-221-3273）へお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</li> </ul> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センター若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日以後の利息は、解約日又は書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> <li>・ 預金保険制度の付保対象預金です。</li> </ul> <p>◎詳しくは、当金庫窓口にお問い合わせください。</p>

